平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号 943 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境·衛生

提案事項(事項名)

水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に 移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため, 市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

4A -4. I 18 1	しょかこうふい 古米 一十 一一十	、認可事務の其準は同様であり	++ イメニ ムム 4、88 85 14 4、1、
## 7K	\ ~ ボマ ん スト 1日 玉 主 じ かつ (↓	、多可事をの共進団同様であり	14 OUR BOLD CHIEF TO LAN

根拠法令等

水道法第6条ほか

回答区分 C 対応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情 報が必要であることに異存はないが,必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより,水利調整 と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するた めに、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するた めには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認 可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね,管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを 構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の 国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとと もに、事業者への立入検査も定期的に実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵 守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者 では低調」とあるが,これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく,認可権者の違いによるとは考 えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有 できるなどのメリットが見込まれる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 〇 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法 の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町 村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治 体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではない か。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるた。 めに、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併 せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった 都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 小海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る 必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑と なることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで 一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すこと は困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国 と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなア セットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行 うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は 都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められな い。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主 体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える(近年の年間水利権協議数は全国 40~100 件程度[都道府県当たり換算 1~2 件]であり、情報提供に負担はない。)。

平成 25 年 3 月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第 1 次勧告(平成 8 年 12 月)を踏まえて定められた現在の国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。H26.9.8 厚生労働省資料では、事業体数ベースで「約 93%以上が都道府県認可で、国認可が極めて限られている」とあるが、給水人口ベースでは国認可事業の占める比率が全国で 86.6%(本県では87.9%)であり、都道府県認可が極めて限られているのが実態である(第 1 次勧告以降、市町村合併に伴う水道事業の大規模化、平成 28 年度末までに推進することとされている事業統合〔1 市町村 1 水道事業〕により、都道府県認可事業者は減少傾向にある。)。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的に実施している(過去 5 年間の立入検査の実施率:国7.8%,広島県54.6%)。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8 厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。

危機管理において、現行では、国認可事業者において日常の維持管理の不備により大規模な水道施設事故が起きた場合、通常時に指導監督を行っていない都道府県が非常時の危機管理対応を求められることになる。安全な水の安定的な供給を確保するためには、平素からの水道事業者に対する指導監督が重要で、事故等の未然防止(指導監督)と事後対応(危機管理)は一体的に都道府県が担うべきである。

※人口減少社会の進行に伴い水需要が減少する中においては、そもそも水道用水量の増加 に係る水利調整が必要となる場合は減少しており、地方分権推進委員会第 1 次勧告時点 とは情勢が異なる。

水道事業規模別の給水人口(上水道及び簡易水道)

(H24末時点)

			上水道	〈道事業		簡易水道事業	1.14
	給水人口(計)	計画給水人口 5万人超(国認可)	全体比 (%)	計画給水人口5万人以 全体比下(都道府県認可) (%)	全体比 (%)	計画給水人口5千人 以下(都道府県認	全体比 (%)
全国	124, 049, 392	107, 386, 211	86. 6%	12, 142, 367	9.8%	4, 520, 814	3.6%
広島県	2, 690, 690	2, 364, 353	87.9%	241, 097	%0 '6	85, 240	3. 2%

国・広島県の立入検査の実績(過去5年間分)

広島県	- - -	被高米 ((F+H)/(E+G))	42. 6%	54. 0%	68.3%	49. 5%	58.6%	54.6%
		検査事業数 (旧)	36	47	59	41	49	
	簡易水道	対象事業数 (6)	06	68	06	88	88	
	上水道	検査事業数 (F)	L	L	10	8	6	
	к	対象事業数 (E)	11	11	11	11	11	
	広島県内	検査率 (D/C)	20. 0%	%0 '0	%0 '0	%0 '0	10.0%	%0 '9
		検査事業数 (D)	2	0	0	0	1	
<u>ास</u>		対象事業数 (0)	10	10	10	10	10	
E	全国	検査率 (B/A)	10.5%	10.1%	2.3%	5.0%	11. 0%	7.8%
		検査事業数 (B)	51	49	11	24	53	
		対象事業数 (A)	487	484	480	482	481	
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	好

※出典:(国)厚生労働省ホームページ,(広島県)保健所による毎年の監視指導実績報告※国の事業数は,水道事業と用水供給事業の合計数